

第2回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会

日 時 令和7年10月6日(月)

午前10時から12時まで

会 場 松本クリーンセンター3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 松本クリーンセンター見学

4 議 事

- (1) 松本市のごみ処理経費について
- (2) 他自治体への家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度実施状況及び制度内容に係る調査について
- (3) 第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会で出された意見への追加説明について
- (4) 松本市環境審議会からの意見共有について
- (5) 次回の専門部会について
- (6) その他

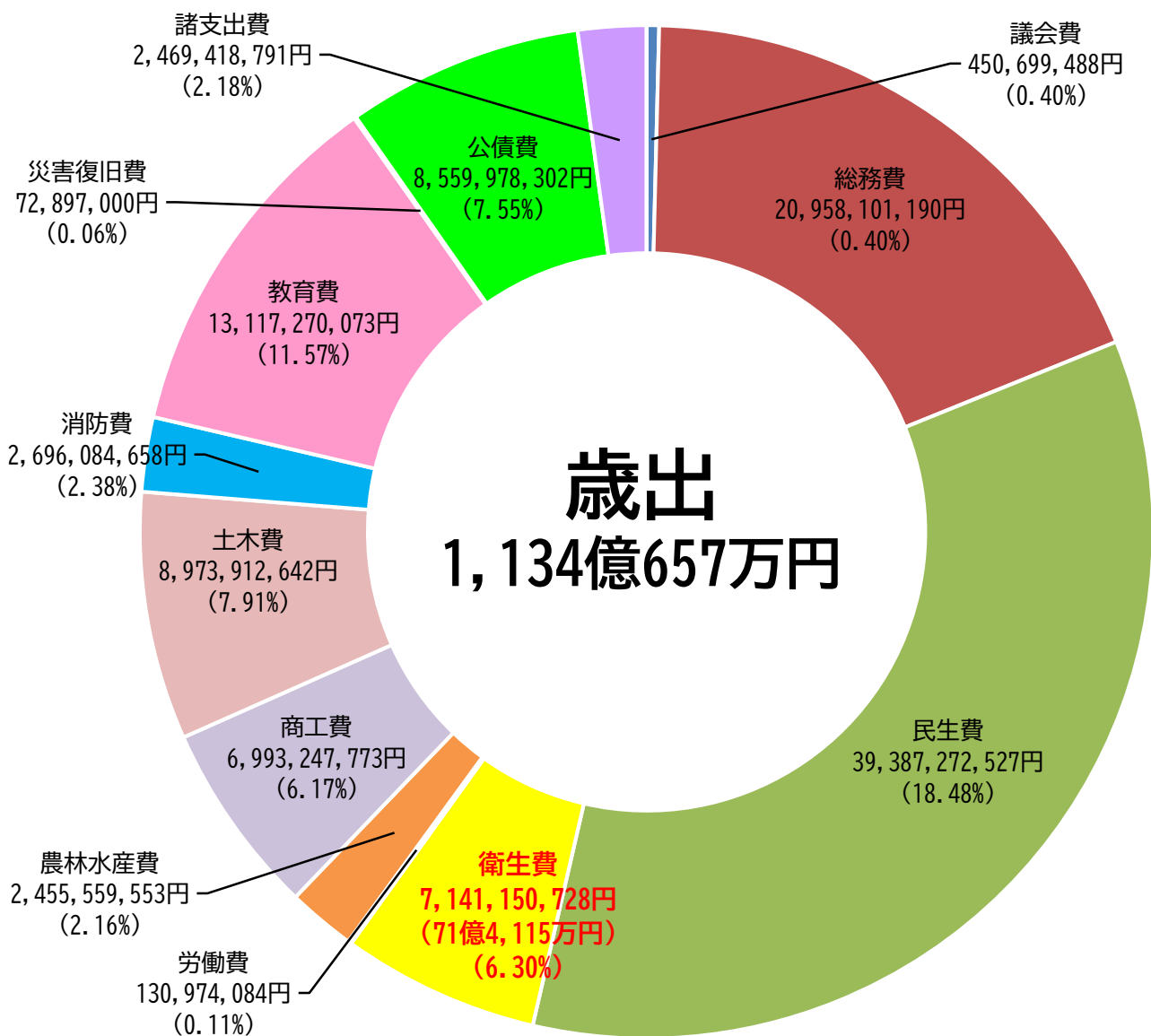
5 閉 会

松本市のごみ処理経費について



松本市
環境エネルギー一部環境業務課

松本市の歳出（一般会計、令和6年度実績）



**令和6年度
ごみ処理費用（し尿を除く。）**
24億6,053万円
歳出のうち、約2%
衛生費のうち、約34%

項目別のごみ処理費用の内訳①（令和6年度実績）

項目	費用	実施している事業（代表例）
リデュース	448万円	食品ロス削減事業 ワンウェイプラスチック削減事業
リユース	623万円	松本キッズ・リユースひろば事業
リサイクル	9億1,554万円	資源物の収集運搬（直営、委託） 不用食器リサイクル事業 大型プラスチック資源再資源化 スプリング製品再資源化 乾電池再資源化 蛍光管再資源化 コンクリート製品再資源化 焼却残渣資源化 松本市リサイクルセンターの管理 松塩地区広域施設組合分担金（プラスチック資源リサイクル施設分） ごみ減量機器購入補助金 資源物回収・集団回収助成金
適正処理	15億3,428万円	可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬（直営、委託） 組成調査・食品ロス調査 埋立ごみ処分（破袋・破碎、最終処分） 焼却残渣処分（最終処分） 直営収集車両等の維持管理 新一般廃棄物最終処分場の建設及び最終処分場の維持管理等 松塩地区広域施設組合分担金（焼却施設分等） 事業系ごみの減量に関する費用（事業者用パンフレットの印刷） 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合計	24億6,053万円	

○ 松本市のごみ処理費用のうち費用がかかっているのは、『リサイクル』『適正処理』

項目別のごみ処理費用の内訳②（令和6年度実績）

項目	費用	実施している事業（代表例）
施設 建設・改良	7,882万円	新一般廃棄物最終処分場の建設（7,328万円） 現行の松本市所管施設の工事費
収集運搬	5億6,292万円	直営収集運搬人件費 可燃ごみ、破碎ごみ等の収集運搬委託費 資源物の収集運搬委託費 直営車両の燃料費、修繕費
中間処理	9,904万円	松本市リサイクルセンターの管理 蛍光管破碎機の修繕費 大型プラスチック資源再資源化 埋立ごみ処分（破袋・破碎）
最終処分	5億7,848万円	最終処分場の維持管理 埋立ごみ処分（最終処分） 焼却残渣資源化・処分
組合分担金 （※）	7億8,429万円	新ごみ処理施設建設事業に関する分担金（736万円） 現行の組合所管施設の維持管理に関する分担金
その他	3億5,698万円	事務職員の人件費 組成調査・食品ロス調査等の調査費 食品ロス削減事業 松本キッズ・リユースひろば事業 不法投棄に関する費用（防止啓発用看板製作、防止フェンス設置等） 災害廃棄物処理計画の改定
合計	24億6,053万円	

※償還金やごみ処理以外にかかる経費は除いています。

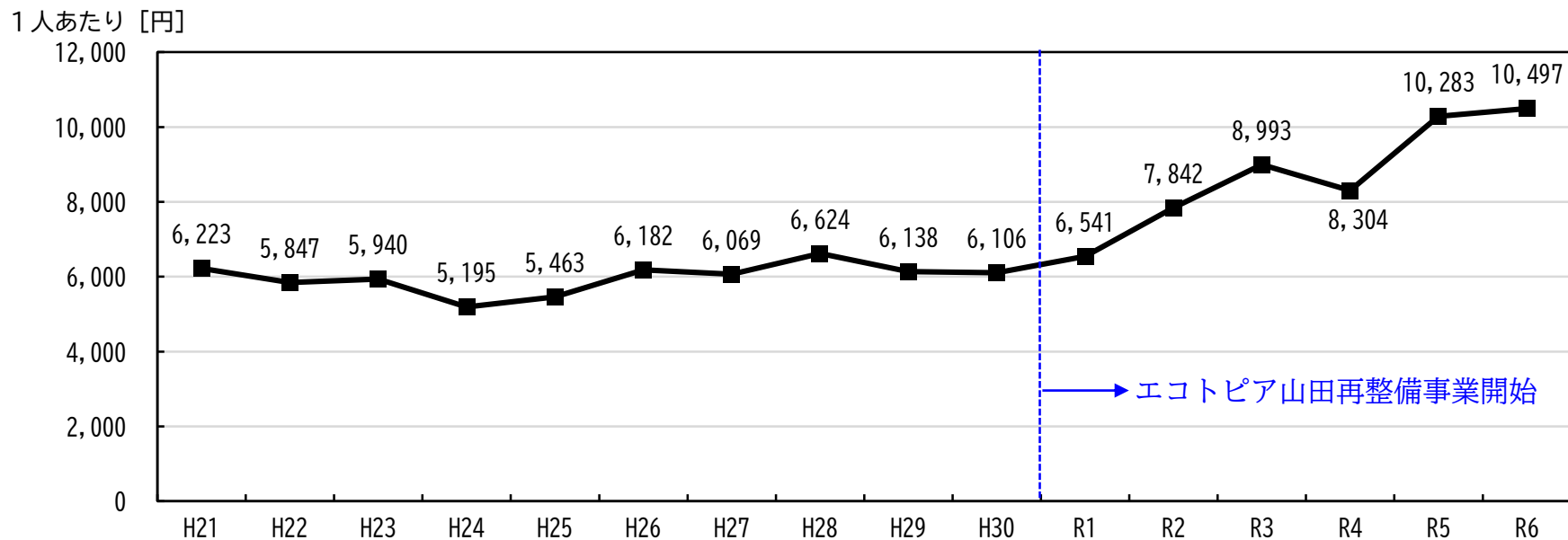
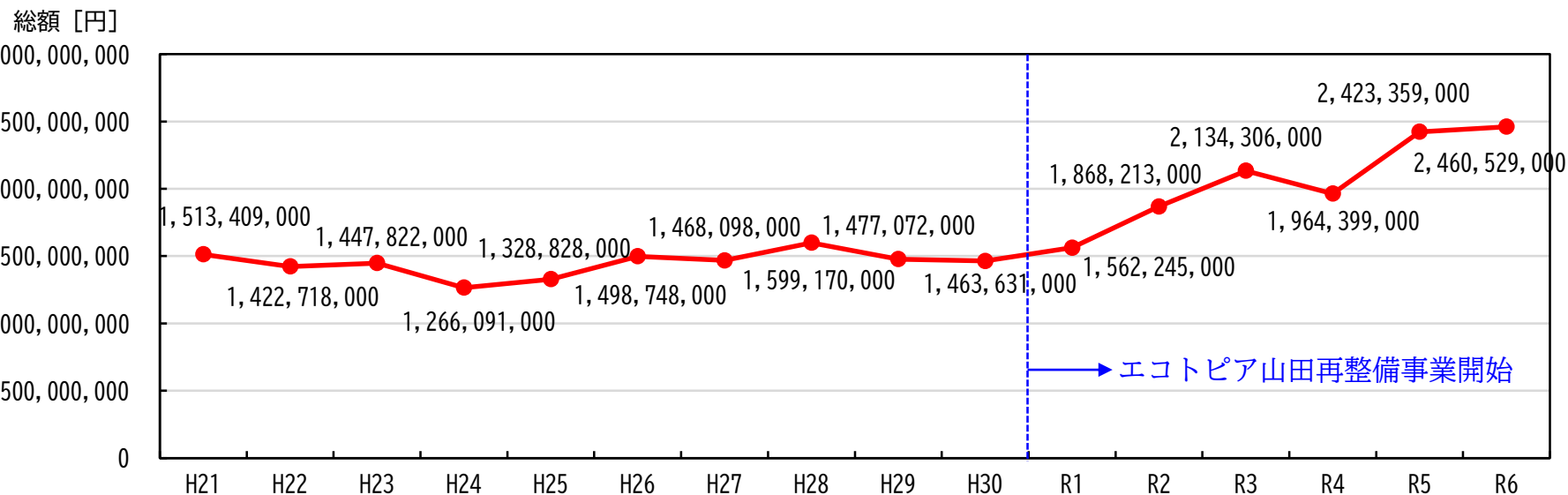
○ 松本市のごみ処理費用のうち費用がかかっているのは、『収集運搬』『最終処分』『組合分担金』

ごみ処理施設の建設費用

項目	新ごみ処理施設（焼却施設等）	新一般廃棄物最終処分場				
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般廃棄物処理施設の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設 ・ 中間処理施設（破碎処理施設、プラスチックリサイクル施設） ▶ 処理する一般廃棄物の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設：可燃ごみ、中間処理後の可燃残渣 ・ 破碎処理施設：破碎ごみ、可燃性粗大ごみ ・ プラスチックリサイクル施設：プラスチック資源 ▶ 処理能力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設：360トン／日（120トン／日×3炉） ・ 破碎処理施設：13トン／5h ・ プラスチックリサイクル施設：13トン／5h ▶ その他 蛍光管、乾電池の処理を想定 ▶ 供用開始予定 令和15年度から <p>※新ごみ処理施設基本計画（令和5年2月、松塩地区広域施設組合）から抜粋 ※今年度以降に、松塩地区広域施設組合で新ごみ処理施設基本計画の改定を予定しているため、施設概要が変更になる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物最終処分場 ▶ 処理する一般廃棄物の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却残渣（燃え殻、ばいじん） ・ 埋立ごみ（主としてガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず） ▶ 処理能力 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">埋立地の面積</td> <td>21,260 m²</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>206,500 m³</td> </tr> </table> ▶ 埋立可能年数 令和10年度から令和26年度まで（17年間） ▶ 埋立方法 サンドイッチ・セル方式 ▶ 浸出水の処理方法 カルシウム除去設備＋物理化学処理設備（砂ろ過） 処理水は下水道へ放流 ▶ 遮水工 二重遮水シート構造、電氣的漏水検知システム 	埋立地の面積	21,260 m ²	埋立容量	206,500 m ³
埋立地の面積	21,260 m ²					
埋立容量	206,500 m ³					
<p>費用 (※)</p>	<p>新ごみ処理施設建設費：385億円～616億円</p>	<p>新処分場再整備費：約62億5千万円</p>				

※国庫補助金や起債の金額も含まれています。

松本市におけるごみ処理費用の経年変化



中核市とのごみ処理費用（総額）の比較（令和5年度実績）

 : 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』
 : 中核市のうち、人口同規模自治体【17万人～29万人】

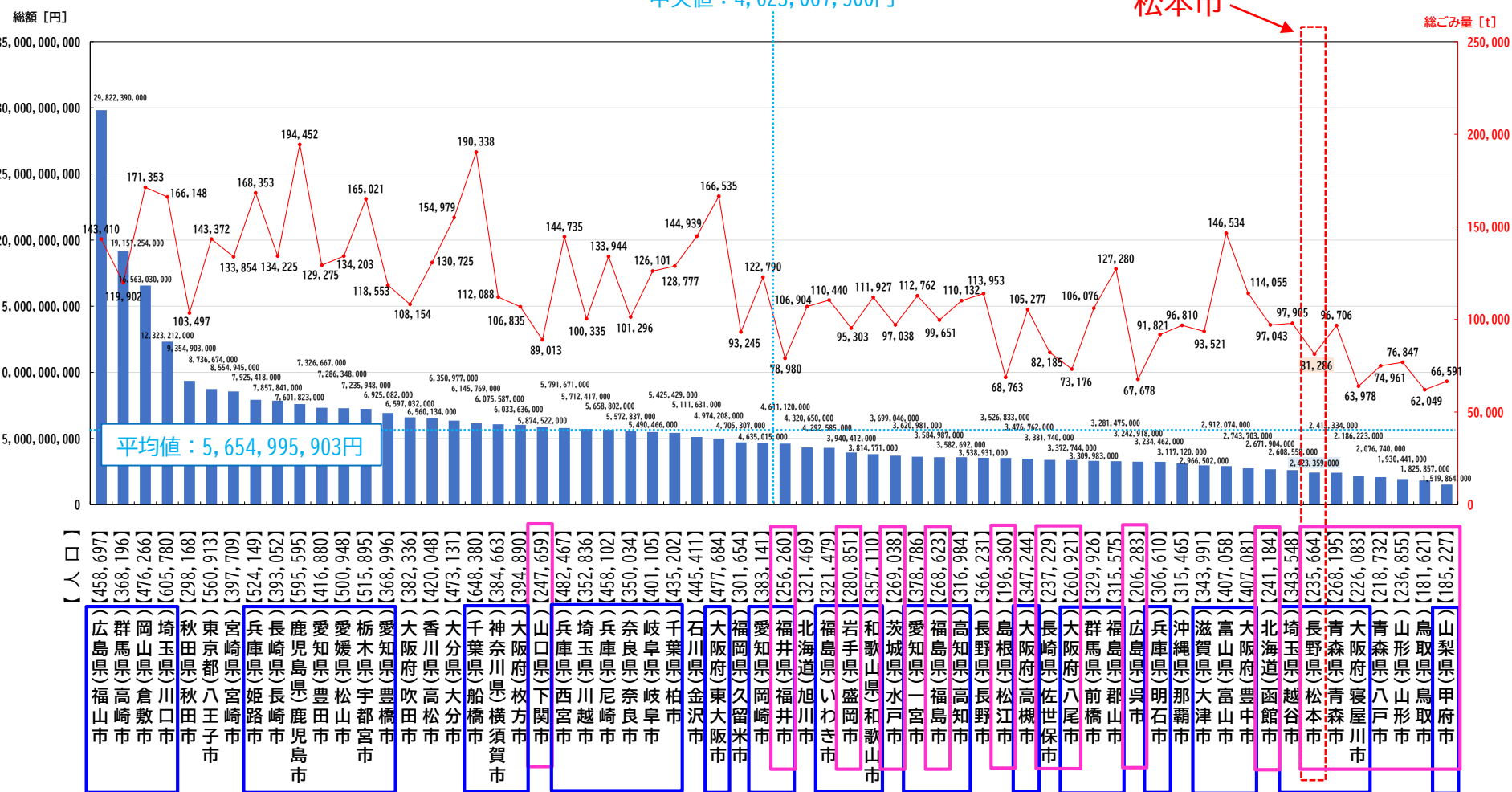
【環境省一般廃棄物処理事業実態調査より集計】

多い ←-----→ 少ない

中央値：4,623,067,500円

松本市

総ごみ量 [t]

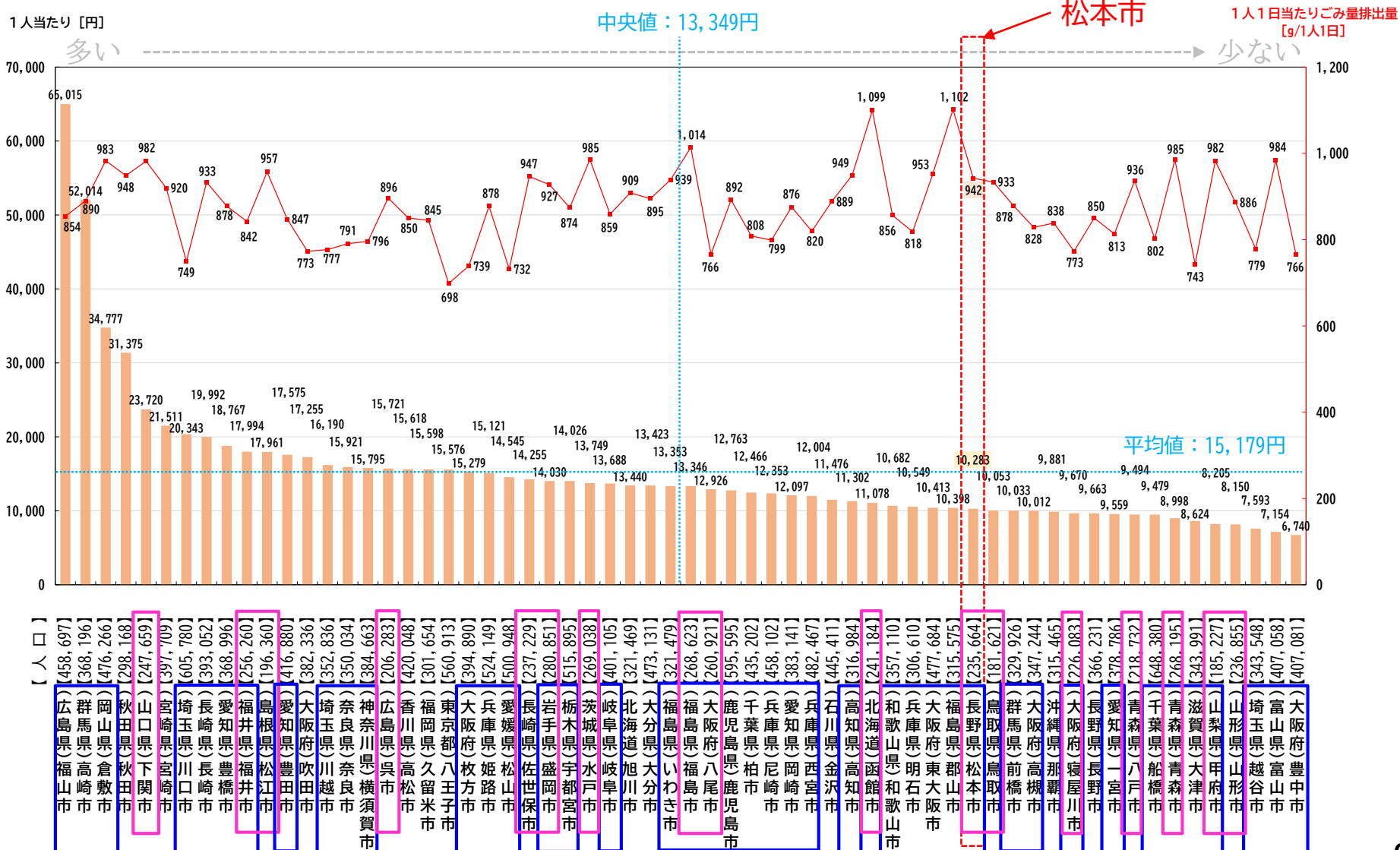


○ 松本市のごみ処理経費の総額は、中核市の平均値、中央値よりも少ない。

中核市とのごみ処理費用（1人当たり）の比較（令和5年度実績）

 : 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を『未実施』
 : 中核市のうち、人口同規模自治体【17万人～29万人】

【環境省一般廃棄物処理事業実態調査より集計】



○ 松本市の1人当たりのごみ処理経費は、中核市の平均値、中央値よりも少ない。

まとめ

▶ 松本市におけるごみ処理費用の実績

【令和6年度】 歳出：24億6,053万円（歳入：2億5,365万円）

▶ 項目別のごみ処理費用の実績

① 3R + 適正処理

【令和6年度】 歳出：24億6,053万円のうち、適正処理：15億3,428万円が最も多い。

② 収集運搬、中間処理、最終処分等

【令和6年度】 歳出：24億6,053万円のうち、『収集運搬』『最終処分』『組合分担金』が多い。

▶ ごみ処理施設の建設に係る費用

① 新ごみ処理施設（焼却施設等）

385億円～616億円

② 新一般廃棄物最終処分場

約62億5千万円

▶ 他自治体との比較

- ・ 県内19市：1人あたりのごみ処理経費は、平均値よりも少ない。
- ・ 中核市：ごみ処理経費の総額及び1人あたりのごみ処理経費は、平均値及び中央値よりも少ない。

他自治体への家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度実施状況及び制度内容に係る調査について

1 趣旨

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）について、諮問重点項目に基づき、他自治体に対して制度実施状況及び制度内容に係るアンケート調査を実施するため、質問項目について協議するものです。

2 アンケート調査の概要

(1) 対象自治体

126市（中核市、人口同規模自治体、県内19市）

(2) 質問項目（案）

【諮問重点項目1】

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の仕組みと導入効果

【家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入している自治体】

No.	質問項目
1	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入した時期（検討期間もあわせて設問）
2	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入しているごみ種（粗大ごみを除く。）とそのごみ種を選択した理由
3	ごみ種毎の手数料料金体系（排出量単純比例型、一定量無料型など）とその体系を選択した理由
4	ごみ種毎の手数料の金額及び設計根拠（消費税の取扱いを含む。）とその金額に決定した理由
5	市民からの手数料徴収方法（指定ごみ袋、シール貼付など）とその手法を選択した理由 【指定ごみ袋制度の場合】 ・指定ごみ袋の規格 ・指定ごみ袋の製造方法、販売方法、取扱店の登録制度（業務委託、許可） ・指定ごみ袋の製造費用の負担 【シール貼付制度の場合】 ・シールの種類 ・シールの製造方法、販売方法、取扱店の登録制度（業務委託、許可） ・シールの製造費用の負担
6	手数料の用途とその用途を選択した理由

No.	質問項目
7	減免制度の有無とその理由
	【減免制度がある場合】 ・減免の対象及び減免方法 【減免制度がない場合】 ・今後の減免制度導入に対する方針
8	市への手数料納入方法（手数料徴収者からのお金の流れ）とその手法を選択した理由
9	指定ごみ袋又はシールの保管、配送等の方法とその手法を選択した理由
10	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入前後3年間及び直近3年間におけるごみ種毎のごみ量の推移
11	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入前後3年間及び直近3年間におけるごみ処理費用の推移（リデュース、リユース、リサイクル毎）
12	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入後の制度変更の有無とその理由
	【変更がある場合】 ・制度変更の内容 ・制度変更を行う頻度（3年に1回など） 【変更がない場合】 ・今後制度変更を行うタイミング
13	ごみステーション等への排出方法及び不適正排出の取扱い
	【指定ごみ袋制度の場合】
	・指定ごみ袋に入らないサイズのごみの排出方法
	【シール貼付制度の場合】
・ごみステーションへの出し方	
【共通事項】	
・ごみが不適正に排出される頻度の増減	
・不適正に排出されたごみの回収方法	
14	収集方法や分別区分など、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に伴い変更した事項

【家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入していない自治体】

No.	質問項目
1	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の導入検討の有無
	【検討したことがある場合】
	・検討した時期（検討期間もあわせて設問）
	・検討後に実施しないと判断した理由、今後の方針
【検討したことがない場合】	
・検討しない理由、今後の方針	

【諮問重点項目2】

市民との合意形成及び市民への周知啓発に係る手法

No.	質問項目
1	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入前、制度の実施を住民に理解してもらうために実施した取組み及び住民への説明内容の詳細
2	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入前、制度を住民へ周知啓発するために実施した取組み
3	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を導入前（導入の検討時点）に、住民から寄せられた主な意見及び特徴的な意見
4	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入時、同時に実施した不法投棄対策
5	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入時、市民の利便性向上（収集回数増加など）に係る施策の実施の有無 【実施した場合】 ・ 施策の内容、実施に至った理由

【諮問重点項目3】

家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度と併せて実施すべきごみ減量化、再資源化施策

No.	質問項目
1	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入時、同時に実施した家庭系ごみの減量化、再資源化施策
2	家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度導入時、ごみ処理施設の搬入手数料増額の有無 【増額した場合】 ・ 増額に係る設計根拠 【増額しなかった場合】 ・ 増額しなかった理由

【共通する事項】

No.	質問項目
1	生ごみや剪定枝等の再資源化に係る施策の実施の有無 【実施している場合】 ・取組内容 ・再資源化施設の有無（有りの場合は、維持管理の費用等） ・再資源化に係る費用（収集運搬から再資源化まで） 【実施していない場合】 （施策を検討したことがある場合） ・検討した施策の内容 ・検討時点で実施しないと判断した理由、今後の方針 （施策を検討したこともない場合） ・検討しない理由、今後の方針
2	これまでに実施した、有効な家庭系ごみの減量化、再資源化施策
3	現在実施している不法投棄対策と不法投棄数（件数、数量）の増減

4 今後の進め方

- (1) 本専門部会終了後に、対象自治体に対してアンケート調査を実施します。
- (2) アンケート調査の結果は、第3回専門部会で報告します。

第2回松本市家庭系ごみの排出量に応じた 費用負担制度検討専門部会 資料3
7. 10. 6
環境業務課

第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会で出された意見への追加説明について

1 趣旨

第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会（以下「第1回専門部会」という。）で出された意見に対して、追加で説明等を行うものです。

2 追加説明の内容

- (1) 松本市一般廃棄物処理計画策定時の目標ごみ排出量の考え方
資料3別紙1のとおり
- (2) 集合住宅から排出されるごみ量を加味した松本市のごみ排出量の推計
資料3別紙2のとおり
- (3) 松本クリーンセンターの搬入手数料の現状
資料3別紙3のとおり
- (4) 循環型社会形成推進交付金の交付要件
資料3別紙4のとおり

3 その他

平成23年2月時点（当時の市長が、「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施する」旨を発言した時点）の県内19市における家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の実施状況は、当時の調査結果によると14市でしたので、第1回専門部会での回答（12市）を訂正します。

松本市一般廃棄物処理計画策定時の目標ごみ排出量の考え方

【第1回専門部会での意見】

家庭系ごみで目標ラインが達成できているのに有料化するということの説明がつきにくい。集合住宅ごみも含めると目標ラインが変わってくる可能性もあるかとは思っているので、目標ラインの設定の仕方についても考える必要があると思う。

1 市（事務局）による「第一次案」の算出

(1) 総ごみ量の算出

廃棄物処理法基本方針に明記されている国の削減目標値を参考にして算出します。

※ごみ処理基本計画策定指針では、1人1日当たりの排出量を算出してから、総排出量を推計することが推奨されています。

ア 1人1日当たりのごみ排出量を算出

(ア) 国が目標とする平成24年度比12パーセントの減少をベースに、令和2年度の数値を算出

$$1,122 \text{ グラム (平成24年度松本市実績)} \times 0.88 \text{ (平成24年度比12\%削減)}$$

$$= \underline{987.4 \text{ グラム/1人1日}}$$

(イ) 平成28年度の実績と令和2年度の推計値を比較し、得られる減少率から令和9年度の数値を算出

$$\textcircled{1} 1,042 \text{ グラム (平成28年度松本市実績)} - 987.4 \text{ グラム/1人1日 (令和2年度推計値)} = 54.6 \text{ グラム/1人1日 (令和2年度までの4年間で削減する量)}$$

$$\textcircled{2} 54.6 \text{ グラム/1人1日 (令和2年度までの4年間で削減する量)} \times 7/4$$

$$= 95.6 \text{ グラム/1人1日 (令和9年度までの7年間で削減する量)}$$

$$\textcircled{3} 987.4 \text{ グラム (令和2年度推計値)} - 95.6 \text{ グラム (令和9年度までの7年間で削減する量)} = 891.8 \text{ グラム/1人1日} \div \underline{892 \text{ グラム/1人1日}}$$

イ 人口推計値と1人1日当たりのごみ排出量を乗じて総ごみ排出量を算出

※人口推計値は、「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」の松本市推計分を使用

$$892 \text{ グラム/1人1日 (令和9年度1人1日当たりのごみ排出量推計)} \times 229,766 \text{ 人}$$

$$\text{(人口推計値)} \times 366 \text{ 日} = \underline{75,012 \text{ トン}} \text{ (令和9年度総ごみ排出量推計)}$$

(2) 総ごみ量の内訳を算出

ア 現状のリサイクル率11.9パーセントを考慮し、資源物+集団回収量を算出

近年、リサイクル率は大幅な減少傾向にあるが、今後、施策を展開することで資源化の推進を図り、令和9年度までリサイクル率12パーセントの維持を目指す。

イ 長野県の生活系ごみ（家庭系ごみ+（資源物+集団回収））と事業系ごみの割合を参考とし、本市の現状を踏まえた家庭系ごみと事業系ごみの割合を算出

【長野県】（現状）	生活系ごみ： 7割	事業系ごみ： 3割
【松本市】（現状）	生活系ごみ：5.5割	事業系ごみ：4.5割
↓		
【松本市】（令和9年度目標）	生活系ごみ： 6割	事業系ごみ： 4割

	H24（基準）	H28（現状）	R9（目標） 中間改訂前
総ごみ量 [t]	99,794	91,793	75,012
1人1日当たり [g/1人1日]	1,122	1,042	892
生活系ごみ排出量 [t]	57,050	50,483	45,007
家庭系ごみ排出量 [t]	42,309	39,709	36,119
1人1日当たり [g/1人1日]	476	451	429
H24比削減率			-10%
資源物+集団回収量 [t]	14,741	10,774	8,888
事業系ごみ排出量 [t]	42,744	41,310	30,005
1人1日当たり [g/1人1日]	481	469	359
H24比削減率			-26%

2 一般廃棄物処理計画策定専門部会でいただいた意見

国の目標に準拠して総ごみ量から内訳を算出するのも一つの方法ではあるが、松本市は人口同規模の他自治体と比較して、事業系ごみが多い現状があることから、人口同規模の他自治体の現状を踏まえ、さらに事業系ごみを削減するよう目標を設定するべきではないか。

⇒「第一次案」では、松本市として事業系ごみを減らしていくという姿勢が見えづらい。

3 「チャレンジ30・10」の算出について【現行計画で採用した推計方法】

(1) 「第一次案」から家庭系ごみ量及びリサイクル率の考え方は維持

【家庭系ごみ量】

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の削減率：10パーセント（平成24年度比）

H24：476グラム ⇒（第一次案） R9：429グラム

⇒（チャレンジ30・10） R9：428グラム

【リサイクル率】

近年、リサイクル率は大幅な減少傾向にあるが、今後、施策を展開することで資源化の推進を図り、令和9年度までリサイクル率12パーセントの維持を目指す。

(2) 事業系ごみ量の算出

一般廃棄物処理計画策定専門部会でいただいた意見を踏まえ、事業系ごみの削減率が増加するように修正した目標値を設定（事務局の成案）

ア 令和9年度の1人1日当たりの事業系ごみ排出量を算出

【第一次案】

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の削減率：26パーセント（平成24年度比）

↓ さらに削減を目指す

【チャレンジ30・10】

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の削減率：30パーセント（平成24年度比）

イ 人口推計値と1人1日当たりの事業系ごみ排出量を乗じて、各年度の事業系ごみ排出量を算出

481グラム（平成24年度1人1日当たりの事業系ごみ排出量） × 0.3（削減率）

= 337グラム（令和9年度1人1日当たりの事業系ごみ排出量推計）

	H24 (基準)	H28 (現状)	R9 (目標) 中間改訂前
総ごみ量 [t]	99,794	91,793	73,016
1人1日当たり [g/1人1日]	1,122	1,042	868
生活系ごみ排出量 [t]	57,050	50,483	44,676
家庭系ごみ排出量 [t]	42,309	39,709	36,026
1人1日当たり [g/1人1日]	476	451	428
H24比削減率			-10%
資源物+集団回収量 [t]	14,741	10,774	8,650
事業系ごみ排出量 [t]	42,744	41,310	28,340
1人1日当たり [g/1人1日]	481	469	337
H24比削減率			-30%

4 中間改訂後（一般廃棄物処理計画（令和5年度改訂版））における算出

(1) 1人1日当たりのごみ排出量は現状維持

令和4年度（現行計画中間年度）における1人1日当たりのごみ排出量は、目標値を40グラム（4パーセント程度）超過しており、計画年度である令和9年度の目標値の達成は非常に難易度の高いものとなっています。

しかしながら、本改訂は中間見直しであること、2050ゼロカーボンシティの実現のためにも、目標の達成を目指して引き続きごみ減量化施策に取り組むこととしていることなどから、**1人1日当たりのごみ排出量の目標値は現状維持**とします。

		R4 (現状)		R9 (目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量	[g/1人1日]	988	(+40)	868
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		432	(-6)	428
1人1日当たりの事業系ごみ排出量		463	(+66)	337

※()内は、現行処理計画の中間目標との差

(2) 年間のごみ排出量を算出

年間のごみ排出量は人口と1人1日当たりのごみ排出量を基に算出しますが、現行計画策定時の推計人口よりも現在の人口が上振れていることから、改めて算出を行います。

ア 算出に用いる推計人口

松本市総合計画の策定に当たり、これまでの「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」は、「松本市人口ビジョン」として改訂されました。

そのため、現状の人口から、「松本市人口ビジョン」の推計人口の傾きで推移するものとして推計します。

推計人口		R4 (現状)	R9 (目標年度)	
現行処理計画 (H29)	[人]	236,566	229,766	
改訂版			233,226	(+3,460)

イ 推計した人口を基に年間のごみ排出量を算出

① 推計人口に各1人1日当たりのごみ量に乗じて、年間のごみ排出量を算出

$$\text{総ごみ量} = \text{推計人口} \times \text{1人1日当たりのごみ量} \times \text{日数}$$

家庭系ごみ排出量

$$= \text{推計人口} \times \text{1人1日当たりの家庭系ごみ量} \times \text{日数}$$

事業系ごみ排出量

$$= \text{推計人口} \times \text{1人1日当たりの事業系ごみ量} \times \text{日数}$$

② リサイクル率の考え方

資源物+集団回収量が継続的に減少しているうえ、総ごみ排出量の減少量が想定よりも少ないため、目標である12パーセントを維持することができていないことから、改訂版においても12パーセントを継続します。

年間ごみ排出量		R 4 (現状)	R 9 (目標年度)	
総 ご み 量	現行処理計画 (H29)	85,329	73,016	
	改訂版		74,093	(+1,077)
家 庭 系 ご み 排 出 量	現行処理計画 (H29)	37,289	36,026	
	改訂版		36,534	(+508)
事 業 系 ご み 排 出 量	現行処理計画 (H29)	39,995	28,340	
	改訂版		28,767	(+427)
集 団 回 収 + 資 源 物	現行処理計画 (H29)	8,045	8,650	
	改訂版		8,792	(+142)

※()内は、現行処理計画からの増加分

	H 2 4 (基準)	R 4 (中間年度)	R 9 (目標) 中間改訂後
総ごみ量 [t]	99,794	85,329	74,093
1人1日当たり [g/1人1日]	1,122	988	868
生活系ごみ排出量 [t]	57,050	50,483	45,326
家庭系ごみ排出量 [t]	42,309	45,334	36,534
1人1日当たり [g/1人1日]	476	432	428
H 2 4 比削減率			-10%
資源物+集団回収量 [t]	14,741	8,045	8,792
事業系ごみ排出量 [t]	42,744	39,995	28,767
1人1日当たり [g/1人1日]	481	463	337
H 2 4 比削減率			-30%

集合住宅から排出されるごみ量を加味した松本市のごみ排出量の推計

【第1回専門部会での意見】

- ・事業系ごみが多いとの説明だが、事業系ごみに含まれている集合住宅から排出されている家庭系ごみを換算することが可能なのか。またその割合によっては、今後の検討内容にも影響があるのではないか。
- ・ごみ減量のために有料化を実施するというのであれば、他の検討組織における情報を踏まえたうえで、集合住宅などから排出されている家庭系ごみを含めた本来の家庭系ごみというものが正しく評価されたデータが示されなければならないと思う。

1 集合住宅から排出されるごみ量の推計方法

①平成29年度に集合住宅を収集する一般廃棄物収集運搬許可業者から聞き取り調査を実施した結果

集合住宅世帯数 **19,169世帯**
(松本市の総世帯数104,450世帯のうち、**18.35%**)

②比率を固定して、各年度の家庭系ごみとして回収している世帯数と事業系ごみとして回収している世帯数を算出

H29		R6	
総世帯数	: 104,450世帯	総世帯数	: 109,963世帯
家庭系世帯数	: 85,281世帯	家庭系世帯数	: 89,782世帯
事業系世帯数	: 19,169世帯	事業系世帯数	: 20,181世帯

③家庭系ごみの1世帯あたりのごみ量の実績と算出した事業系ごみとして回収している世帯数を乗じて、集合住宅ごみ量を算出(⇒家庭系ごみ1世帯当たりと集合住宅ごみ1世帯当たりは、同量として推計しています。)

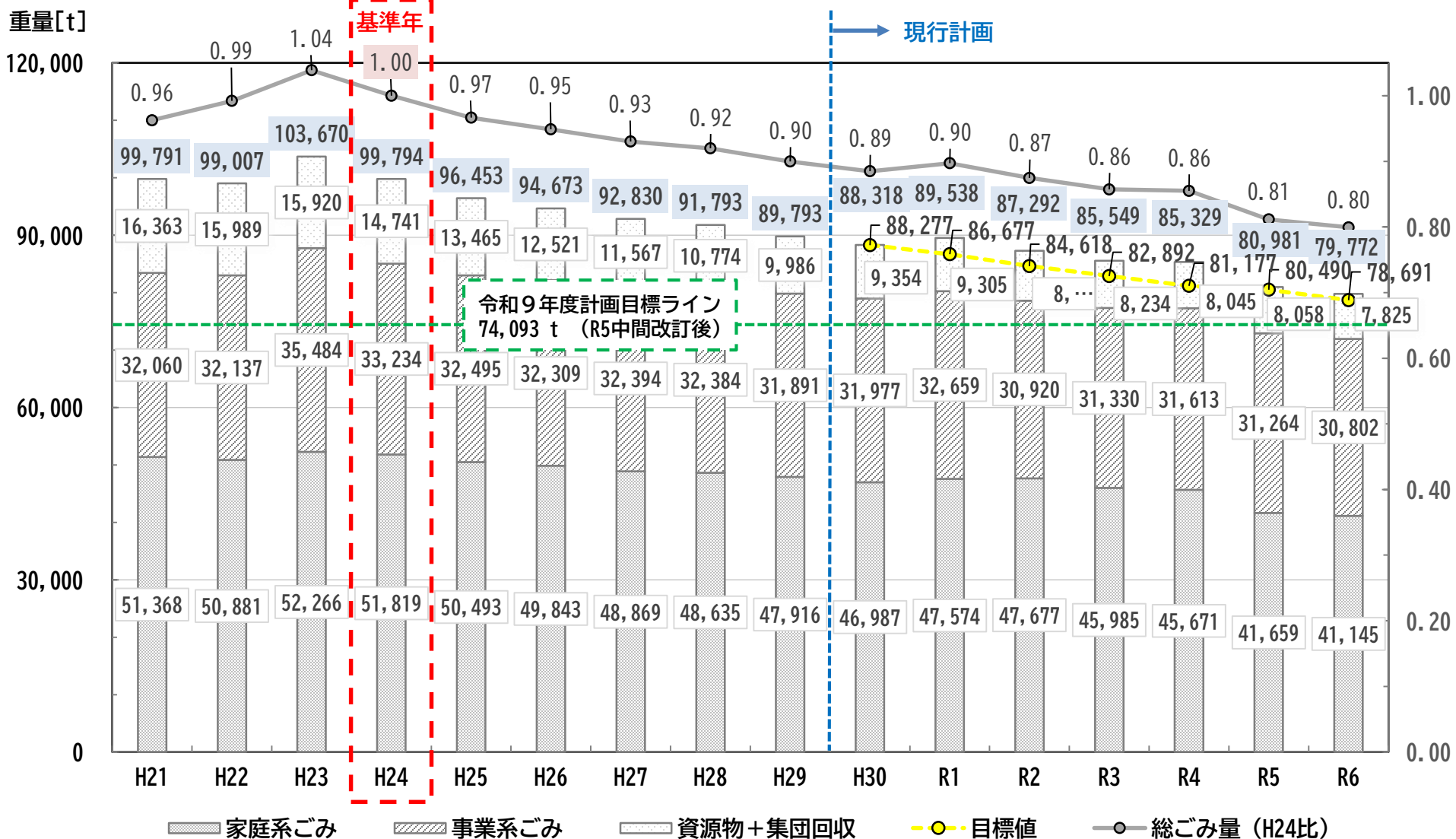
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
9,427 t	9,338 t	9,592 t	9,510 t	9,267 t	9,147 t	8,969 t	8,926 t
H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
8,794 t	8,623 t	8,731 t	8,750 t	8,439 t	8,382 t	7,645 t	7,551 t

※集合住宅の分別方法が明確ではないため、家庭系ごみと集合住宅ごみにおける不適物の混入率の違いは反映されていません。

④家庭系ごみ量に算出した集合住宅ごみ量を加算、事業系ごみ量から算出した集合住宅ごみ量を減算

2 集合住宅から排出されるごみ量を加味したごみ排出量

(1) ごみ量全体



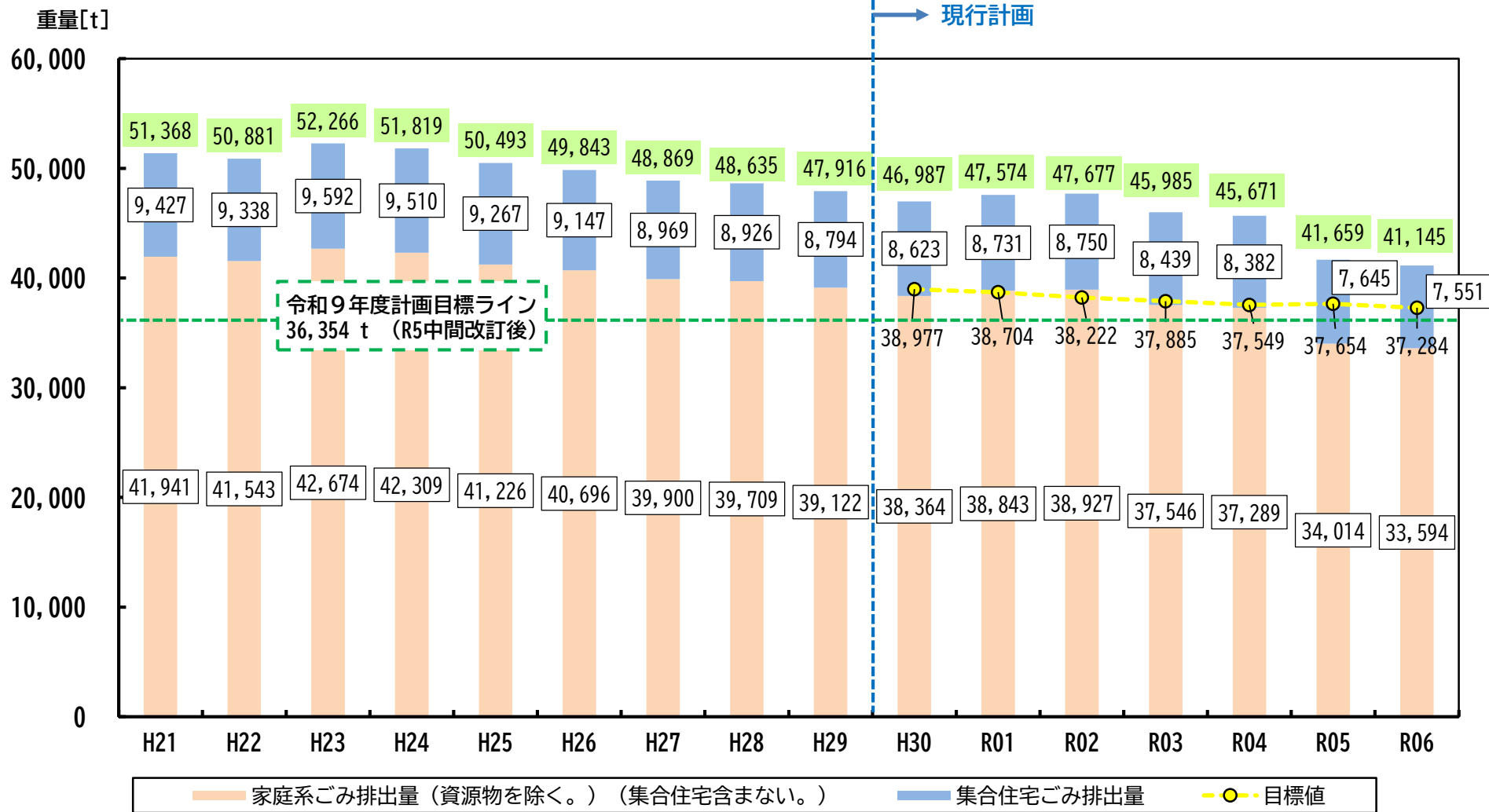
【令和6年度（前回提示 ⇒ 今回提示）】

家庭系ごみ 33,594トン（集合住宅含まない。） ⇒ 41,145トン（集合住宅含む。）

事業系ごみ 38,353トン（集合住宅含む。） ⇒ 30,802トン（集合住宅含まない。）

2 集合住宅から排出されるごみ量を加味したごみ排出量

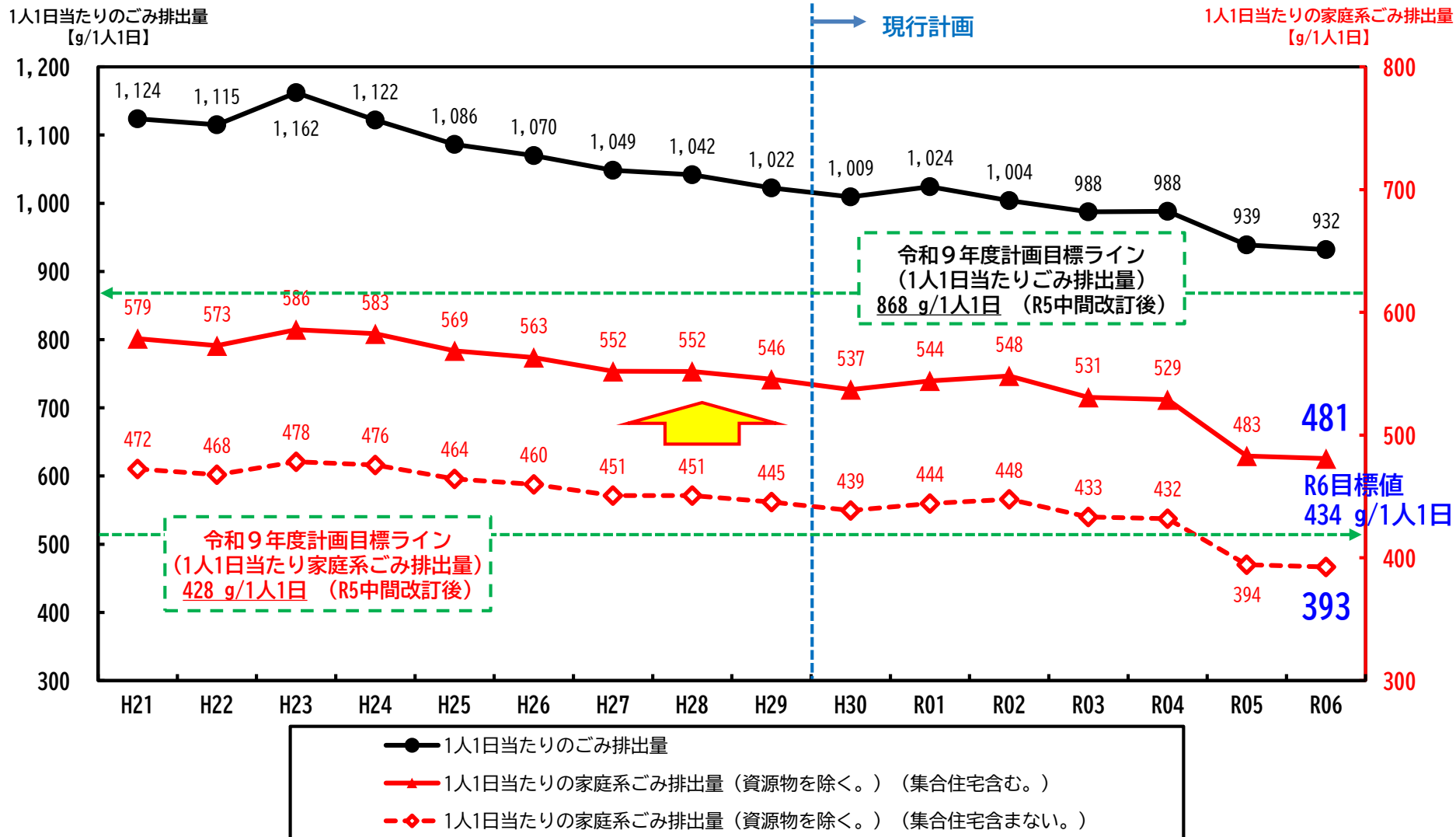
(2) 家庭系ごみ排出量



○集合住宅から排出されたごみ量を加味した家庭系ごみ排出量 (資源物除く。) は、現行の処理計画の目標を毎年度、達成できていないと推計されます。

2 集合住宅から排出されるごみ量を加味したごみ排出量

(3) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量



○集合住宅から排出されたごみ量を加味した1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く。)は、現行の処理計画の目標(令和6年度)を達成できていないと推計されます。

現在の松本市のごみ処理において、ごみ排出者の費用負担は、

- ▶ 家庭系ごみは無料（一部、粗大ごみのみ有料）
- ▶ 事業系ごみは有料

家庭系ごみ：ごみステーションに出されたもの
 事業系ごみ：集合住宅・事業者等から排出されるもの

【第1回専門部会の意見】

- ・松本市の特徴の一つに、集合住宅の一部で許可業者の収集が行われていることがあると思う。
- ・委託業者収集の場合は分別も厳格に求められ、そのうえ家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度が実施された場合には、手数料が安くて、分別の面倒が避けられる許可業者の事業系収集に流れることになる。その前に事業系の手数料を見直すことが必要だと思う。

＝家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度を検討するのは、下表の赤線の区分＝

＝本資料でお示しするのは、下表の青線の区分＝

分別	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	直営	委託	許可	直接持込
可燃ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
破碎ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
埋立ごみ	無料	無料	有料（※）	有料
資源物	無料	無料	有料	有料
粗大ごみ	有料	—	有料	有料

1 松本クリーンセンター（松塩地区広域施設組合所管）のごみ搬入手数料

150円/10kg（税込）（平成21年10月に105円/10kg（税込）から改定）

【算出根拠】 ・ 維持経費：対象 ・ 建設費、減価償却費：対象外

2 近隣の焼却施設における可燃ごみの搬入手数料

松本クリーンセンターよりも搬入手数料が高い施設

施設名	管理者	持込市町村	金額	備考
ながの環境エネルギーセンター	長野広域連合	長野市・須坂市・高山村・信濃町・小川村・飯綱町	190円/10kg	令和7年4月1日改定
ちくま環境エネルギーセンター		千曲市・坂城町		
諏訪湖周クリーンセンター	湖周行政事務組合	岡谷市・諏訪市・下諏訪町	家庭系：110円/10kg 事業系：160円/10kg	令和3年4月1日改定 指定袋での持込は無料
穂高クリーンセンター	穂高広域施設組合	安曇野市・池田町・松川村・生坂村・筑北村・麻績村	220円/10kg	指定袋での持込は無料
北アルプスエコパーク	北アルプス広域連合	大町市・白馬村・小谷村	200円/10kg	指定袋での持込は無料
木曽クリーンセンター	木曽広域連合	木曽町・上松町・南木曽町・木祖村・王滝村・大桑村	家庭系：150円/10kg 事業系：200円/10kg 大型のもの：200円/10kg	令和5年10月1日改定
稲葉クリーンセンター	南信州広域連合	飯田市、下伊那郡の各町村（根羽村を除く。）	190円/10kg	令和7年10月1日改定 予定（220円/10kg）
上伊那クリーンセンター	上伊那広域連合	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村	家庭系：20kgまで400円/20kgを 超えると10kgあたり200円加算 事業系：10kgあたり400円	
上田クリーンセンター	上田地域広域連合	上田市（上田、真田地域）、青木村	20kgまで400円、超過した分について 10kgにつき200円	
丸子クリーンセンター		上田市（丸子、武石地域）、長和町		
東部クリーンセンター		東御市		
エコパーク寒川	岳北広域行政組合	飯山市・木島平村・野沢温泉村	事業系：26円/10kg 粗大ごみ：520円/10kg	
東山クリーンセンター	北信保健衛生施設組合	中野市・山ノ内町・小布施町	家庭系：90円/10kg 事業系：180円/10kg	令和3年4月1日改定
諏訪南清掃センター	諏訪南行政事務組合	茅野市、富士見町、原村	家庭系：無料 事業系：10kg以下150円、10kg増すごとに150円加算	
佐久平クリーンセンター	佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町（事業系直接搬入を除く。）、処理委託を受けている南佐久郡の町村	家庭系：持込なし 事業系：140円/事業系指定袋1袋につき	
クリーンヒルこもろ	小諸市	小諸市	10kgまでごとに100円 （剪定枝：10kgまでごとに60円）	

※各組合、市町村のホームページ及び長野県における令和6年度市町村ごみ減量化施策取組状況調査を参考にとりまとめ

循環型社会形成推進交付金の交付要件

【第1回専門部会での意見】

今回の家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の検討が循環型社会形成推進交付金の交付要件にもなっているとあるが、そのためのターゲットは家庭系ごみなのか、事業系も含めた全体としてなのかなど、交付金を得るための内容は今後明らかにされるのか。

【概要】

- ①循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設の建設や改良を行う際に、国から交付を受けることができる交付金
- ②焼却施設建設における交付要件の主なものは、以下のとおり

項目	実施状況
ごみ処理の広域化、施設の集約化の検討	実施済み（広域処理中）
PFI等の民間活用の検討	組合で実施済み
廃棄物処理の有料化の検討	松本市以外は実施済み
一般廃棄物会計基準の導入	組合で検討中
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化	組合全市村で実施済み

- ③家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）に関する主な内容
 - ・ 交付金を受けるために策定が必要な「循環型社会形成推進地域計画」に、対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況（未導入の構成市町村名、有料化導入に向けた検討状況等）を記載する必要がある。
 - ・ 令和10年度以降に着工する焼却施設の規模の算定に係るごみ量には、上限値が設定される。この上限値は、生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る）は、上限値を適用されない。

※複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合となる。

【詳細】

1 交付金の定義（要綱抜粋）

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法に規定する循環型社会形成推進基本計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物処理施設整備計画、廃棄物処理法に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金のことをいう。

2 交付対象（要綱抜粋）

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。

3 交付対象事業（要綱抜粋）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. 分散型資源回収拠点施設	同上
3. エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
4. 高効率ごみ発電施設	同上
5. 廃棄物運搬中継施設	同上
6. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
7. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同上
8. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/3）	同上
10. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1/2）（し尿処理施設に限る。）	同上
11. 漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
12. コミュニティ・プラント	同上
13. 浄化槽設置整備事業（少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業を除く。）	事業に要する費用
14. 公共浄化槽等整備推進事業	同上
15. 廃棄物処理施設基幹的設備改造事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に限る。）	都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業に要する費用
16. 廃棄物処理施設基幹的設備改造（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
17. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
18. 焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同上

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
19. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
20. 長期広域化・集約化計画策定支援事業	中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）に基づく長期広域化・集約化計画の策定のために必要な調査、協議会の設置・運営等に要する費用

4 交付要件等

交付対象事業は、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること

(1) 取扱要領（焼却施設に関連するものを抜粋）

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0パーセント相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、廃棄物処理の有料化及び交付限度額に対する単年度交付額の平準化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

イ 交付対象事業者の範囲

事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に規定するプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

(2) 循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)（焼却施設に関連するものを抜粋）

対象施設	交付要件・補助要件
エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）の対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと ・PFI等の民間活用の検討を行うこと ・一般廃棄物会計基準を導入すること ・廃棄物処理の有料化の導入を検討すること ・エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。なお、二酸化炭素交付金、二酸化炭素補助金を利用する場合は22.0%相当以上） ・災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること（二酸化炭素交付金、二酸化炭素補助金を利用する場合は不要） <p style="text-align: right;">（次ページにつづく）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること ・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については、基準に適合すること ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること
エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/3）の対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の広域化・集約化について検討を行うこと ・PFI等の民間活用の検討を行うこと ・一般廃棄物会計基準を導入すること ・廃棄物処理の有料化の導入を検討すること ・エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。） ・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること ・交付限度額に対する単年度交付額の平準化について検討を行うこと（令和8年度以降着工のものに限る）

(3) 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度に関連する内容）

交付金を受けるために策定が必要な地域計画では、対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況（未導入の構成市町村名、有料化導入に向けた検討状況等）を記載する必要があります。

また、注意事項として、「ごみ処理手数料の有料化について、粗大ごみの処理手数料徴収のみや家庭系一般廃棄物の直接搬入時の手数料徴収、ごみ処理手数料の上乗せがない単なる指定袋制は導入済と言えない点に留意すること」とされています。

5 令和10年度以降に着工する焼却施設の規模の算定に係るごみ量上限値（通知抜粋）

(1) 計画1人1日平均排出量の上限値の考え方

第五次循環型社会形成推進基本計画（国策定）において、1人1日当たりごみ焼却量の令和12年度（2030年度）目標を令和2年度（2020年度）比で16パーセント減の約580グラムとしていることを踏まえ、それぞれの市町村等における令和2年度（2020年度）の実績に対して16パーセント減じた数値と580グラムとを比較して大きい方の数値を上限値として設定することとする。

（参考：松本市の数値）

	人口[人]	搬入量[t]	1人1日平均排出量[g]
令和2年度（実績）	238,224	75,886	872.74
令和12年度（上限）	230,925（推計）	61,791（推計）	733.10(R2比16%削減)

※一般廃棄物処理事業実態調査における「処理施設別ごみ搬入量の状況」の焼却施設における搬入量を使用した場合

(2) 計画1人1日平均排出量の上限値の適用

生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理の有料化）を実施済又は実施予定の場合（施設の稼働までに有料化が見込まれる場合に限る。）（※1）は、上限値を適用しないものとする。

また、令和7年度（2025年度）以前において、平成24年度（2012年度）に対して排出量（一般廃棄物焼却施設で焼却する可燃物の総量）又は1人1日平均排出量を16パーセント削減している場合についても、上限値を適用しない（※2）。

※1 複数の市町村等で施設整備をする場合は、構成するすべての市町村等が生活系ごみ処理有料化（可燃ごみ処理有料化）を実施済又は実施予定の場合。

※2 令和7年度以前において、平成24年度に対して排出量又は1人1日平均排出量を16パーセント削減している条件の適用は令和12年度（2030年度）着工までの施設に限るものとする。

（参考：松本市の数値）

	人口[人]	搬入量[t]	1人1日平均排出量[g]
平成24年度（実績）	243,699	81,202	912.89
令和6年度（実績）	234,410	69,614	813.63
増減率[%]	-3.81	-14.27	-10.87

※一般廃棄物処理事業実態調査における「処理施設別ごみ搬入量の状況」の焼却施設における搬入量を使用した場合

6 参考とした資料

- (1) 循環型社会形成推進交付金交付要綱
- (2) 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領
- (3) 循環型社会形成推進交付金等申請ガイド（施設編）（令和7年7月）
- (4) 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和7年7月改訂）
- (5) 令和10年度以降に着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）（環循適発第2409052号、令和6年9月5日）

松本市環境審議会からの意見共有について

1 趣旨

事務局（市）が上位組織である松本市環境審議会に対して、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度（家庭系ごみの有料化）の検討状況を報告した際に出された意見等を共有するものです。

2 会議の概要

(1) 会議名

令和7年度第3回松本市環境審議会

(2) 開催日

令和7年9月26日（金）

(3) 報告内容

第1回松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討専門部会の開催結果について報告しました。

(4) 会議中に出された意見と回答内容

NO	意見	回答
1	中核市との比較のグラフでは、家庭系ごみの排出量はどの市も大差はなく、事業系ごみに差があると思われる。地域にどのような産業があるのかに起因していると思うが、事業系ごみが少ない自治体ではどのような施策を実施しているのか、また、これらの自治体でのごみ組成調査や減量に成功した自治体があれば、それらを参考にすることも良いかと思う。	<ul style="list-style-type: none"> 松本市は事業系ごみが多くなっている。産業構造が大きな要因ではあるが、事業系ごみの中に集合住宅のごみの一部が家庭系ごみに含まれていることも要因と考えられる。 集合住宅のごみがどの程度家庭系ごみに含まれるのかなど、今後あらためて専門部会で示したい。 他市の事業系ごみの状況や対策なども調査し、いただいた意見は今後の参考にさせていただく。
2	有料化にあたっては、有料化の必要性を分かりやすく伝えていくといった啓発活動が非常に重要な施策の一つと考える。	